

こぐまのたより

2026年１１月１日
社会福祉法人多摩福祉会
こぐま保育園
東京都多摩市永山３−５
042 - 375 - 4677

１０月は観測史上最も遅い真夏日となり、驚きが隠せない今日この頃です。それでも秋の訪れは一歩ずつ感じられ、散歩先でどんぐりや色づいたはっぱを宝物のように握りしめて帰ってくる子どもたちの姿に、微笑みが止まりません。

子ども性暴力防止法と私たち　～こぐま保育園としての取り組み１～

２０２６年１２月２５日より**「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」**が施行されます。

この法律は、教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るために成立しました。子どもたちが性暴力等の被害にあうまたはその被害が明るみになる件数は、増加の一途をたどっています。そのため、その被害防止対策の強化として、本法律では様々な規定を作り、事業者・従事者へ取り組むことを義務化しています。

こぐま保育園としても本法律に基づき、子どもたちを守るために現在進行形で様々な取り組みを行っています。一方、本法律の中では不適切な対応も含め「従事者が過度に委縮することが無いよう配慮しなければならない」とも定められています。こうしたことを踏まえ、私たちは、**本法律施行決定以前より取り組んできている「子どもの権利保障」と「不適切対応対策」という視点も含めた包括的な実践として、今後も取り組んでいきたいと思います。**

こぐま保育園として、**１１月号・１２月号の２回に分けて**、本法律に関する内容を発信させていただきたいと思っています。

保護者の皆様には、今後様々な場面で本法律施行に向けたお知らせやお願いをご案内することが多くなると思いますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、ご不明点やご意見に関しましては、ぜひ事務室までお寄せください。

保育参加にぜひお越しください　～保育者体験と子どもの育ちを感じる時間～

こぐま保育園では、行事や日常保育に保護者が参加することを**『保育参加』**としてご案内しています。子どもたちと共に過ごし、保育や保育者体験を共にする中で、自分の子どもの様子だけでなく、子ども同士の関係性や保育の流れなど、総合的に感じて楽しめる機会として、大切にしてきました。

日頃の様子についても、全学年、保育参加をお受付していますので、ぜひ職員へお声掛けください。

- 子どもたちの活動予定が許す日は、いつでもお受けしています。
- １日にお受けする家庭は１家庭程度を目安にしています。
- 保育参加のご希望はおうち職員までお声掛けください。

＜１１月の予定＞

２日（月）身体測定（にじ・もり）
４日（水）あらうま
５日（木）身体測定（うみ・かぜ）
６日（金）身体測定（やま・そら）
９日（月）視力検査（もり　なぜ～どん）
１０日（火）卒園遠足（どん）
お弁当日（すく・なぜ・ぐん）
１１日（水）わらべうた（うみ・もり・やま）
ハミガキの話（かぜ）
１２日（木）視力検査（うみ・かぜ　なぜ～どん）
１３日（金）卒園遠足予備日
１６日（月）視力検査（やま　なぜ～どん）
１８日（水）避難訓練（消火訓練）
１９日（木）視力検査（そら　なぜ～どん）
２０日（金）誕生会
２４日（火）健診（にじ・やま・そら）
２５日（水）わらべうた（そら・かぜ）
２６日（木）あらうま
２８日（土）こぐまつり

本年度からこぐまつりに生まれ変わります！



本年度より、ふゆまつりは『こぐまつり』に生まれ変わります。

これまでこぐま保育園として大切にしてきた、社会福祉施設の持つ役割を広く知らせていくこと、その機能を地域に還元していくという目的はそのままに、ご協力いただける他団体の方をお呼びして、新たなイベントとして実施いたします。

もちろん、これまで関わっていただいてきた『五者協（理事会・園・労働組合・父母の会・同窓会）』も引き続き関わっていただきながら、子どもから大人まで、すべての皆様が楽しんでいただけるイベントとしていきたいと思いますのでぜひご参加ください！！

※地域の皆様もお越しいただけますので、ぜひご参加ください



こぐま保育園・学童クラブ合同　性の学習会開催のお知らせ

保育園・学童クラブ合同の性の学習会を行います。ぜひご参加ください！！
2026 年 12 月 26 日　　時間・場所については追ってお知らせします。

園医　松本 Dr
助産師の皆様に
お越しいただきます！

子どもたちの安心のために

子ども性暴力防止法 施行に向けた園の取り組みについて

子どもたちが安心して過ごせる園であるために

子どもたちが毎日安心して過ごせるよう、当園では「子ども性暴力防止法」の施行に向けて、園全体で準備を進めています。
法律の趣旨をふまえ、職員の学びや園の体制づくりを進めることで、より安心・安全な保育環境を整えていきます。

現在の取り組み

～ 職員の学びと園のルールづくりを進めています ～

1 職員の研修を進めています

こども家庭庁が作成した動画の視聴や、「保育の質」を考える研修を行っています。子どもとの関わり方や、一人ひとりの思いを大切にする保育について理解を深めています。

2 就業規則等の改定を行いました

就業規則を本法律施行に対応できる内容に改訂しました。その中で、「児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲」について、法人として考え、明記しました。
※ 事務室前にて閲覧可能

今後に向けて

～ さらに安心できる環境を整えていきます ～

1 引き続き研修を進めていきます

職員研修を継続し、子どもへの理解を深め、よりよい保育につなげていきます。

2 子どもたちの思いを聞き、変化に気付ける保育を行います

子どもたちの声に耳を傾け、いつもと違う様子や小さな変化に気付ける保育を引き続き実施していきます。

3 対応フローを作成し、周知していきます

万が一の際に適切に対応できるよう、対応フローを作成し、職員間で共有・周知していきます。

4 職員の過去の犯罪歴照合のための準備を進めていきます

職員の過去の犯罪歴を照合するための準備を進め、より安心できる園づくりを目指します。

子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して自分らしく過ごせるよう、
これからも職員一同、学びと取り組みを重ねてまいります。